

社会福祉法人慈恵会役員及び評議員の

報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会（以下「当法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- （3）報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- （4）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。
- （5）会議とは、理事会、評議員会のことをいう。

（報酬の支給）

第3条 役員及び評議員が会議に出席する場合、又は監事が法人の監査を行う場合は、評議員には定款第八条に定める金額の範囲内において、役員には定款第二十一条により各年度の総額が500,000円を超えない範囲内において、次に定める額を報酬として支給する。

		報酬額（日額）
会議	理事	3,094円
	監事	3,094円
	評議員	3,094円
監事監査		20,631円

- 2 役員及び評議員に対する報酬は日額報酬とし、会議への出席又は監事監査を行う都度支給する。
- 3 同一日において、評議員選任・解任委員会に出席した場合の報酬は、一つの会議に出席したものとして支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、その都度支給する。

（費用弁償の支給）

第4条 役員及び評議員が職務遂行のために出張するときには、その費用の実費を弁償

する。

- 2 前号の費用弁償の額は、旅費規程の適用を受ける職員の例による。
- 3 役員及び評議員が会議に出席する場合、又は監事が法人の監査を行う場合の交通費については支給しない。

(適用除外)

第5条 当法人の職員を兼務する役員に対しては、この規程を適用しない。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。